令和８年（フ）第３２８号
鹿児島市自由ヶ丘２丁目５番11―２号
債務者　植竹　夏美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３４号
鹿児島市郡元１丁目15番３号　中郡アパート201号
債務者　田淵絵利香
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３７号
鹿児島市鴨池２丁目３番９号　サンライズ鴨池707号
債務者　椿　　晋平
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４０号
鹿児島市坂元町48番８号、前住所鹿児島県鹿屋市寿１丁目18番14―１号
債務者　松尾　友理
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２６２号
沖縄県豊見城市字豊見城341番地１　コンフォートＴＭ101号
債務者　濱川　友代
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７１号
沖縄県那覇市首里大名町２丁目76番地１　諸見アパート101
債務者　喜舎場寿子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１５６号
北海道石狩郡当別町太美町2343番地37
債務者　鈴木　孝二
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７３号
札幌市北区屯田４条３丁目５番16号
債務者　内野　真弓
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７４号
札幌市北区屯田４条３丁目５番16号
債務者　内野まいか
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３７号
札幌市東区北12条東11丁目３番10―205号
債務者　戸沢　浩太
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９３号
札幌市白石区本通14丁目南７番50―305号
債務者　古賀　美夜
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９８号
札幌市中央区南14条西８丁目５番５―302号
債務者　山本　晴太
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０５号
札幌市中央区南12条西16丁目３番28号　パロニィ302号
債務者　逸見　香代
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３０号
札幌市西区西野10条８丁目15番１―107号
債務者　髙木　昌幸
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６６号
札幌市西区二十四軒１条５丁目５番１号　サブウエイ24―403号
債務者　牧野　友美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３２号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉232番地14
債務者　中里瑞穂（旧姓松林）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７７号
群馬県高崎市下小鳥町89番地15　アサンテＡ101号
債務者　飯塚　春江
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部